

保険業における「責任準備金対応債券」に関する 当面の会計上及び監査上の取扱い

平成12年11月16日
日本公認会計士協会

1. はじめに

企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表され、平成12年4月1日以後開始する事業年度から「金融商品に係る会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)が適用されることとなった。また、日本公認会計士協会では平成12年1月31日付けで、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」を公表し、さらに、多数の金融資産及び保険負債を保有する保険業については、業務内容の特殊性から一般事業会社と異なり金融商品会計基準をそのまま適用することが適切でないケースも認められるため、これに対処すべく業種別監査委員会報告第16号「保険業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(以下「業種別報告第16号」という。)を公表した。

しかしながら、保険業においては、債券の評価に関し、金融商品会計基準の適用に際してさらに検討すべき問題があった。これについて平成12年10月3日付けで、金融審議会第二部会から「保険会社における金融商品の時価評価の導入について」が公表され、この中で保有債券に関し「3. 保険会社の財務の特性を踏まえた会計処理」が提案され、さらに、日本公認会計士協会に対し具体的な会計処理の方法について、実務的なルールの策定要請があった。

本報告は、金融審議会の要請に応えて、保険業が債券に対して前述の保険会社の財務の特性を踏まえた会計処理を適用する場合の、当面の会計上及び監査上の取扱いを明らかにすることを目的としたものである。

2. 保険会社の財務の特性

保険会社は、一般企業にみられない財務上の特性を有している。保険会社の財務諸表上、負債の大部分を占める責任準備金は、保険契約者に対して負う極めて長期にわたる債務の履行を確実なものとするため、契約時に固定された予定利率に基づいて積み立てられている。また、この負債面の特性に対応して、保険債務の支払能力の確保や経営の健全性を確保する観点から、資産面においても、長期運用とりわけ長期の債券を保有する割合が高くなる特性をもつ。しかしながら、現実の市場においては長期の保険期間に対応した債券が少ないため、保険会社は、残存期間の短くなった債券を長期の債券と入れ替えることによって、負債特性に対応した金利リスクの管理を行っている。

3．保険会社の財務の特性を踏まえた会計処理の必要性

こうした財務上の特性をもつ保険会社に、一般企業への適用を前提とした金融商品会計基準をそのまま適用した場合、負債側の責任準備金の時価評価が行われな一方、資産側の債券は時価評価されることとなる。このため、資産・負債のデュレーション・マッチングを図り、資産・負債の金利リスク変動を適切に管理している場合においても、資産と負債の評価方法が異なる結果、財務諸表上、資本の額が変動し、保険会社の真の財務状況が適切に反映されないこととなるおそれがある。このような事態を避けるため、適切な金利リスク管理の実態を反映する会計処理が必要とされる。

本報告において、デュレーションとは、金利変動に対する時価変動の程度を表す指標であり、デュレーション・マッチングとは、債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させることにより、金利変動に対する債券と責任準備金の時価変動を概ね一致させる状況を意味しており、資産と負債を時価ベースで厳格に管理することによって、債券と責任準備金の時価剰余を算定し減殺させることまでを意味するものではない。したがって、業種別報告第16号の「2.マクロヘッジの取扱い」におけるデュレーション・コントロールの定義とは異なるものである点に留意する必要がある。

4．監査上の取扱い

前述3．に鑑み、保険会社が、後述5．(5)に掲げる要件を満たした債券すなわち責任準備金対応債券(以下「責任準備金対応債券」という。)について、後述6．に掲げる会計処理を採用している場合には、当面、監査上妥当なものとして取り扱うことができるものとする。

5．責任準備金対応債券を特定するための要件

(1) リスク管理を適切に行うための管理・資産運用方針等の策定

取締役会又は同等の機関(以下「取締役会等」という。)において、リスク管理を適切に行うための管理・資産運用方針等を明確に定め、文書化する必要がある。当該管理・資産運用方針等には以下の内容が定められていなければならない。

保険契約群(小区分)を特定する基準

小区分を踏まえた、全体的な資産運用方針と資金配分計画

各小区分に所属する責任準備金対応債券の目標となるデュレーションの設定

デュレーションの計測尺度を算定するための割引率・解約率等の基本的要素

(2) 管理・資産運用方針等を遵守する体制の整備

管理・資産運用方針等に基づき運用手続が適切に制定・文書化され、リスク管理に対する体制が以下の内容を包含して適切に整備・運用されていなければならない。

デュレーションの計測尺度が決定されており、デュレーション・マッチングが図られていることを計測できるシステム

十分な専門能力を有し、フロント部門やリスク管理部門から独立した部門が十分な牽制機能を発揮できる体制

前述のフロント部門やリスク管理部門から独立した部門によって行われる、資金配分計画や目標デュレーション等が結果として方針どおりに実施されたかどうかについての定期的な検証

定期的なリスク、運用の状況についての取締役会等への報告

(3) 小区分の設定と管理

管理・資産運用方針等に定めた小区分を特定する基準に基づき、責任準備金の残存年数や保険商品又はこれらの組合せを用いること等により、保険契約群を小区分に割り当てなければならない。責任準備金対応債券の管理はこの小区分毎に行い、デュレーション・マッチングの有効性の判定もこの区分毎に行う。

そのような小区分として、例えば、以下のような区分が考えられる。

一時払商品

残存年数10年以内の保険契約群

残存年数10年超20年以内の保険契約群

残存年数20年超の保険契約群

(4) デュレーション・マッチングの有効性の判定と定期的検証

責任準備金対応債券であるためには、小区分毎に特定された保険契約群の責任準備金に対し、保有債券が以下の基準を満たしていなければならない（なお、責任準備金対応債券は当該小区分の責任準備金の額を超えてはならない。）。また、デュレーション・マッチングを行った結果が、以下の基準の範囲内であることは、定期的（少なくとも四半期毎に検証することが望ましいが、システム対応ができない場合には半期毎に検証することも認める。）に検証しなければならない。

$$D(L) = k \times D(A) \quad (\text{ただし、} k \text{ は } 0.8 \leq k \leq 1.25)$$

D(L) : 責任準備金のデュレーション

D(A) : 責任準備金対応債券のデュレーション

なお、小区分を責任準備金の将来のキャッシュ・フローの年数で区切って設定している場合で、責任準備金のデュレーションが長く、これに見合う債券が十分存在せず、かつ、将来の保険収支が合理的に算定されている場合には、別紙に定める将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法を継続して採用することも認められる。この場合には、別紙に定める開示を併せて行う必要があることに留意する。

(5) 責任準備金対応債券の範囲

責任準備金対応債券は、金利変動要因で時価が変動する債券とし、上述(1)から(4)の要件を満たしたものをいう。また、責任準備金対応債券は責任準備金と同一通貨であることを要し、例えば、円貨建の責任準備金に対しては円貨建の債券のみが適格な責任準備金対応債券となることに留意する必要がある。なお、以下の債券は、責任準備金対応債券から除外しなければならない。

元利金の一部又は全部が責任準備金と異なる通貨建の債券（仕組債を含む。なお、金利を含め個別に円貨に100%フルヘッジしている外貨建債券であっても、途中売却により為替損益相当額が認識されることが予想されるものは、円貨建債券としては取り扱わない。また、外貨建保険契約に対応する外貨建債券について、外貨建保険

契約群を小区分として設定する場合には、当該小区分に特定される外貨建債券を対象とすることができる。)

発行者の信用状態の悪化している債券(格付けBBB未満の債券等)

所有目的が他の金融機関との持合いとなっている劣後債券

デリバティブと組み合わせた債券(金利スワップを付したことにより、当該金利スワップにヘッジ会計を適用する債券及び金融商品会計基準注解(注14)の対象となる債券を含む。)

6. 保険会社の特性を踏まえた具体的な会計処理

(1) 新区分の設定と償却原価法に基づく評価及び会計処理

保険会社は前述の5.(5)の要件をすべて満たした債券について、新たに責任準備金対応債券の区分を設け、以下に示す処理を含め、償却原価法に基づく評価及び会計処理を行うことができる。なお、責任準備金対応債券には減損の会計処理も適用されることに留意する。

(2) 売却時の処理

目標デュレーション達成のために売却された責任準備金対応債券の売却損益は、売却した事業年度の損益として計上する。

目標デュレーション達成目的以外の目的により売却された責任準備金対応債券の売却益は、債券の残存期間にわたり定額法に基づき繰延経理を行う。なお、売却損については売却した事業年度の損益として計上する。

(3) 保有目的区分の変更等による振替

目標デュレーション達成目的以外の目的による責任準備金対応債券の売却、保有目的の変更又は合理的な理由のない小区分の変更が行われた場合には、以下の事象に起因する場合を除き、該当する小区分内のすべての責任準備金対応債券を変更時の償却原価をもって、その他有価証券に振り替えなければならない。

ア. 債券の発行者の信用状態の著しい悪化

イ. 税法上の優遇処置の廃止

ウ. 重要な合併又は営業譲渡に伴うポートフォリオの変更

エ. 法令の改正又は規制の廃止

オ. 監督官庁の規制・指導

カ. ソルベンシー・マージン比率を算定する上で使用するリスクウエイトの変更

キ. その他、保有者に起因しない予期できなかった事象の発生に基づく売却又は保有目的の変更

前述の5.(4)の要件(デュレーション・マッチング)を満たさなくなった場合には、当該小区分に属するすべての責任準備金対応債券を変更時の償却原価をもって、その他有価証券に振り替えなければならない。

ただし、予期せぬ解約率の大幅な減少等の合理的に予想ができなかった要因で責任準備金のデュレーションが上昇したことにより、責任準備金対応債券のデュレーションがデュレーション・マッチングの基準に適合しなくなった場合には、当該小

区分に属するすべての責任準備金対応債券を、変更時の償却原価をもって満期保有目的債券に振り替えることができる。

上述、による振替を行った場合、振替を行った事業年度を含む二事業年度においては、取得した債券を当該小区分の責任準備金対応債券に分類することはできない。また、この間において当該小区分を含む小区分の範囲を変更することはできない。

7. 会計方針等の注記

本報告により会計処理を行っている場合には、以下の項目を注記しなければならない。

- (1) 責任準備金対応債券に関する時価情報
- (2) リスクの管理方針の概要（小区分を特定する基準及び保険会社の特殊性を踏まえた資産運用方針の考え方を含む。）
- (3) 管理方針の重大な変更、保有目的区分及び小区分の変更を行った場合には、変更の旨、理由及び変更に伴う財務諸表への影響額

8. 適用

本報告は、平成12年12月1日以後終了する事業年度から適用する。

なお、本報告を初めて適用する日（ただし、その期間は平成12年12月1日以降平成14年3月31日までの間とする。）において、満期保有目的債券又はその他有価証券に分類している債券については、当該適用開始日に限り、責任準備金対応債券への振替を実施することができる。

以 上

別 紙

本文5.(4)なお書において認められる、将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法

$$D(Lout) = k \times D(A + x \times Lin)$$

(ただし、kは0.8 ≤ k ≤ 1.25、xは当該小区分における検証時点の総運用資産に占める責任準備金対応債券の構成比又はその過去5年間の平均値又は管理・資産運用方針等に定めた合理的かつ継続的に使用する値)

D(Lout): 責任準備金のうち、小区分期間内のキャッシュ・アウトフローのデュレーション

D(Lin): 責任準備金のうち、小区分期間内のキャッシュ・インフローのデュレーション

<本方法を採用するための要件>

小区分の設定基準として、責任準備金に係る将来のキャッシュ・アウトフローの年数で区切る方法が採用されていること

責任準備金のデュレーションが長く、それに見合う債券が十分に存在しないこと。
キャッシュ・インフローが安定していること

以下に示す開示が行われていること

<開示>

会計方針の注記において、本方法を採用している旨、当該小区分の期間(年数)及び責任準備金と保有債券のそれぞれのデュレーションを開示すること

以 上